

足場からの墜落災害の現状とその防止対策について

労働災害調査分析センター長 大幢勝利

建設業における労働災害は、墜落によるものが最も多く発生しており死亡災害の約4割を占めています。その中でも、足場からの墜落死亡災害は最も多く発生しており、労働安全衛生規則やガイドライン等により、従来からその対策は重点的に実施されています。そこで、最近の足場からの墜落災害防止対策について述べるとともに、平成27年3月に改正された労働安全衛生規則の概要について、安衛研が厚生労働省の検討会に協力して実施したアンケート調査結果等を交え説明いたします。

1. 建設業における災害の現状

建設業における死亡災害と休業4日以上之死傷災害の最近の傾向と事故の型別分類

2. 最近の足場からの墜落災害防止対策

(1) 足場先行工法

低層住宅建築工事における墜落災害を防止するため、住宅の柱や梁を建てる前に足場を設置する工法

(2) 手すり先行工法

足場の組立解体時の墜落災害を防止するため、足場の組立解体を行う作業床の最上層に常に手すりがある工法

(3) 平成21年の労働安全衛生規則改正

手すりを高くする、棧や幅木の設置等による墜落防止措置の充実や、点検記録の保存等、足場の安全点検の充実等

3. 足場からの墜落防止に関する平成27年の労働安全衛生規則改正(主に以下の10項目が改正された)

(1) 特別教育の追加

(2) 架設通路に係る墜落防止措置の充実

(3) 鋼管足場を使用する鋼管等について

(4) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

(5) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

(6) 令別表第8第1号に掲げる部材等を用いる鋼管足場について

(7) 令別表第8第1号から第3号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場について

(8) 作業構台に係る墜落防止措置の充実

(9) 注文者の点検義務の充実

(10) その他所要の改正